

市労連は、夏季一時金および夏期休暇について、京都市と大綱妥結しました。

定年延長に関する現時点での当局提案については、市高ニュース第4号で報告します。

【夏期一時金】は2.15月分、【夏期休暇】は5日間。

支給日・支給方法や夏期休暇の詳細は6月20日(月)の市教協市教委交渉で確定する予定

6月15日、京都市労連は回答交渉において大綱妥結

京都市労連は5月31日に「夏期一時金等要求書」を門川市長に提出しました。夏期要求として一時金の2.5月分以上と期末手当への一本化、および7日間の夏期休暇を実現するよう求めて交渉と折衝を重ね、6月15日の交渉で回答を受け取りました。

主な回答内容は、①夏期一時金については条例通りの2.15月分の支給、②夏期休暇については昨年通りの5日間、というものでした。

市労連としては、要求との隔たりや不満な点はあるものの、他都市の状況やこれまでの交渉経過も踏まえ、現段階での引き出せる精一杯の内容と判断し、最終回答を了解のうえ大綱妥結し、各単組交渉に移行することとしました。

一時金は、公平感の得られる支給方法を

夏期一時金についての当局回答は、「2.15月分を支給致したい。支給日、支給方法等につきましては、条例・規定等の定めに従い、各単組と任命権者とでお話し合い願いたい。」との文言です。市教協は支給日について、昨年は6月30日ということで妥結しました。

支給方法について、市教委は勤勉手当の「相対評価」にこだわっています。その結果、教職員以外の市職員が「絶

対評価」で2.15月なのに対して、「良好」評価の教職員は2.15月より低く抑えられています。

国家公務員については京都市職員と同様「絶対評価」であり、政府は国会で、「職員の納得感がえられやすいというメリットがあり、人材育成に効果があるとされているので、国としては絶対評価を採用している」と答弁しています。

組合は市教委に対して、不公平感のない、「納得感が得られやすい」支給方法を求めていきます。

夏期休暇の取得時期に留意し、計画的な取得を

夏期休暇についての当局回答は、「…昨年通り5日と致したい。具体的な運用につきましては、各単組と任命権者とでお話し合い願いたい。」というものでした。

昨年は取得期間について、基本は7月～9月ということですが、繁忙などの事情により、6月21日～6月30日、10月1日～10月30日も取得できることになっています。

市高単組交渉は7月7日(木)、要求を組合へ

市高の単組交渉は7月7日(木)18時から行われます。会場は御池創生館でなく、市役所本庁1階会議室の予定です。賃金・休暇などの勤務条件、施設・定員などの教育環境など、職場からの意見や要求を組合へお寄せください。

「教育のつどい2022」の概要

集会名称 「みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい
-----教育研究全国集会2022」

略称 「教育のつどい2022」

開催場所 高知県内

開催日程と企画内容

8月18日(木)開会全体会 完全オンライン(You Tubeによる配信)

講演：田中優子さん(江戸文学・江戸文化研究者)

講演テーマ「多様性を包み込む社会へ」

なぜダイバーシティが必要なのかを、戦争の回避や弾圧、差別などとの関係からお話しされます。さらに、女性の生き方の課題や憲法をどう考えるかについてもお話いただけます。

現地企画「ビキニの海のねがい」

戦後、異常な核開発競争が行われました。1954年ビキニ環礁での水爆実験では、多くの漁船や貨物船が被ばくしていたにもかかわらず、アメリカは第五福竜丸の被災事件として、その加害性を否定し、核実験を繰り返してきました。「幡多ゼミ」による被災船の発見を機に多くの方々の取り組みで、核実験の実相が明らかになってきました。これは核のない平和な世界へのチャレンジの一つです。ぜひ一緒に学びましょう。

8月19日(金) 教育フォーラム

8月20日(土)、21日(日) 分科会

